

最低制限価格の見直しについて

最低制限価格の設定に関して、平成27年4月1日以降の公告分から、下記のとおり見直します。

最低制限価格の設定については、以下の算式によるものを基本としますが、土木一式（配水管工事）、ほ装工事、土木設計コンサルタント等のこれまでの落札状況を鑑み、必要と認められる場合は、工事及び業務の技術上の難易その他の条件を考慮して、増減調整できるものとします。

なお、その調整の内容については、適正な競争を阻害するおそれがあることから非公表とします。

● 工事

配水管工事・土木工事等	
土木一式（配水管工事）	直接工事費×95%＋共通仮設費×90%＋現場管理費×80%＋一般管理費×55%
土木一式	
ほ装	
造園	
とび・土工・コンクリート（解体除く）	
管	
その他の土木工事積算大系により算出された土木工事等	
水管橋製作・仮設工	
直接製作費×95%＋間接労務費×90%＋（工場管理費＋設計技術費）×80%＋直接工事費×95%＋共通仮設費×90%＋（現場管理費＋据付間接費）×80%＋一般管理費等×55%	

機械・電気設備工事等	
機械器具設置	$\begin{aligned} & \text{機器費} \times 85\% + \text{直接工事費} \times 95\% + \text{※共通仮設費} \times 90\% \\ & + (\text{設計技術費} + \text{現場管理費} + \text{据付間接費}) \times 80\% + \text{一般管理費} \times 55\% \end{aligned}$ <p>※共通仮設費 = 共通仮設費率分 + 共通仮設費の積上分</p>
鋼構造物	
電気	
その他の機械・電気設備積算大系により算出された機械工事等	
建築工事等	
建築一式	$\begin{aligned} & (\text{直接工事費} \times 90\%) \times 95\% + \text{共通仮設費} \times 90\% \\ & + (\text{現場管理費} + \text{直接工事費} \times 10\%) \times 80\% + \text{一般管理費} \times 55\% \end{aligned}$
電気	
とび・土工・コンクリート(解体)	
管	
その他の建築工事積算大系により算出された建築工事等	

- ◎ 上記算式等により予定価格(税抜き)の80%に満たない場合は80%とし、90%を超える場合は90%とします。
- 最低制限価格については、万円未満を切り捨てた額とします。

● 測量・コンサルタント等

測量	直接測量費 + 測量調査費 + 諸経費 × 50%	
建築設計	直接人件費 + 特別経費 + 技術料等経費 + 諸経費 × 50%	
土木設計 (用地調査業務、工損調査業務を含む。)	積算に技術経費の項目を計上しない場合	直接原価 + その他原価 + 一般管理費 × 30%
	積算に技術経費の項目を計上する場合	直接人件費 + 直接経費 + 技術経費 + 諸経費 × 50%

地質調査	直接調査費＋間接調査費＋解析等調査業務費×70%＋諸経費 ×30%
------	--------------------------------------

- ◎ 上記算式等により予定価格（税抜き）の70%に満たない場合は70%とし、90%を超える場合は90%とします。
- 最低制限価格については、万円未満を切り捨てた額とします。
- 測量と土木設計の合冊など複合業務の場合は、業務ごとに積算した合計金額の万円未満を切り捨てた額とします。